

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への 追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

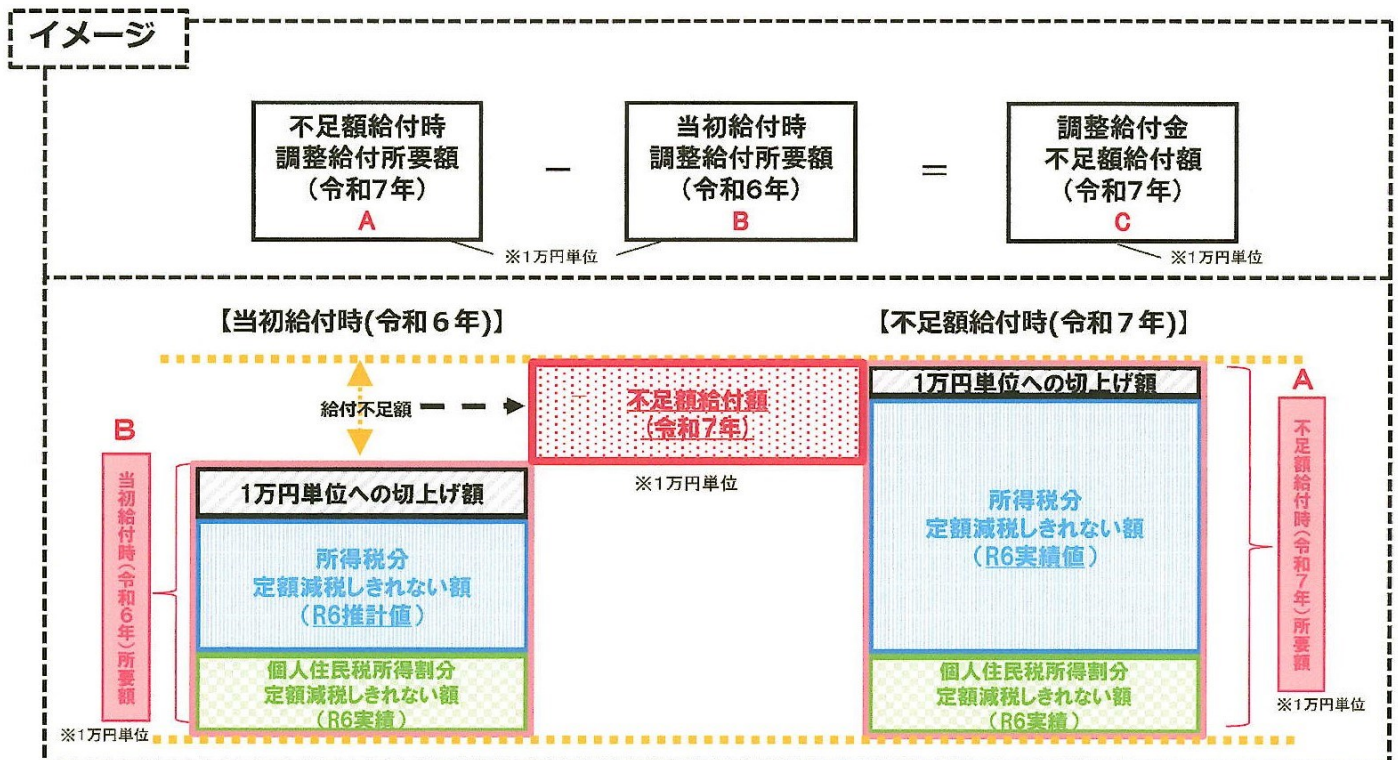
調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

- I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対し、その差額を支給

例 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方

- II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例 ○青色事業専従者、事業専従者（白色）の方 ○合計所得金額48万円超の方



（注）昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

※「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

■ 給付金の支給について

I 令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、 本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が同じ場合

- 対象者に給付内容や確認事項が書かれた「支給のお知らせ」を送付しますので、振込先等を確認してください。変更がなければ手続きは不要です。

(2) 令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が転出により異なる場合

- 対象者に給付内容や確認事項が書かれた「支給のお知らせ」もしくは「確認書」を送付しますので、内容を確認してください。
- 対象者となる方で9月中旬に「支給のお知らせ」もしくは「確認書」が届いていない方は、東彼杵町社会福祉係までご連絡ください。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額 4 8 万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- 対象者には給付内容や確認事項が記載された「申請書」を送付します。支給要件、振込先等を確認し必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ申請してください。
- 支給要件に該当すると思われる方で「申請書」が届かない方は、申請が必要です。

申請期限：令和 7 年 1 0 月 3 1 日（消印有効）

【お問い合わせ先】 東彼杵町町民課社会福祉係

☎0957-46-1155 FAX:0957-20-1032

E-mail: fukushi@town.higashisonogi.lg.jp

※所得税・個人住民税合わせて既に 4 万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額 1 8 0 5 万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。